

令和2年度 第2回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事録

1. 日時 令和2年12月23日(水) 10:00~12:00
2. WEB会議
3. 出席者(敬称略、五十音順)
 - ・ 委員長 多々納 裕一
 - ・ 委員
大庭 哲治、寫川 安雄、下村 由加里、中西 麻美、福井 麻起子、松野 裕
 - ・ 奈良県 県土マネジメント部 企画管理室、技術管理課、住まいまちづくり課、道路建設課

4. 議事

(1) 委員会の運営について

- 1) 令和2年度 奈良県公共事業評価監視委員会 構成委員確認
- 2) 令和2年度 第2回奈良県公共事業評価監視委員会 事業評価対象一覧

(2) 街路事業：都市計画道路 畝傍駅前通り線

- 1) 前回審議資料の修正報告(道路建設課)

2) 意見

(寫川委員)

当初から大幅な事業費の増加となっているが、環境の変化等々を含め、妥当であると思う。

(多々納委員長)

事業計画の変更により大きく事業費が増加しているが、その時点で再評価に諮ってくればよかつたとも思う。一般的にはいろんなパターンがあり、国土交通省等であると、例えば途中で計画変更があって大きな費用増加がある場合は、あるパーセンテージが決められており、それを上回れば再評価に諮るといふのがある。奈良県においては、具体的にどれだけ費用が増加すれば再評価に諮るといふ決まりはないということによいか。

(技術管理課)

はい。

(寫川委員)

金額的にこれだけ増加するのであれば、その段階で計画が変わっているという格好であるので、その時点での報告がないと、事業が進捗した後では事業内容を見直すことができない。そういった意味では、計画変更段階での審議というのが妥当ではないかと考える。

(多々納委員長)

このようなご意見について、何か問題点はあるか。

(技術管理課)

要領上、社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要が生じたと判断できる事業については、再評価に諮ることは可能である。具体的に何%事業費が増加すると再評価に諮るといった決まりはないが、急激な変化等があった時点で、その状況、必要に応じて、再評価に諮るということも必要と考える。

(多々納委員長)

今回の案件においては、都市計画決定等のタイミングで計画変更されたということで良いか。

(道路建設課)

都市計画としては、そのとおり。

(多々納委員長)

その前の状況では都市計画決定されていなかったということか。

(道路建設課)

都市計画決定自体は以前にされ、この事業認可という都市計画法上の手続きのタイミングが平成24年度になったという経緯である。

(多々納委員長)

最初の評価の時点では、事業化はされていないのか。

(道路建設課)

平成22年度時点では都市計画法上の事業認可という手続きは行っていない。

(多々納委員長)

事業化と事業認可はどう違うのか。

(道路建設課)

事業化というのは県の事業として実施するにあたっての手続きであり、事業認可というのは都市計画法上の都市計画道路として整備するにあたっての手続きである。

(多々納委員長)

都市計画法上の事業認可の際に県の事業としては計画変更されたということか。

(道路建設課)

そうである。

(多々納委員長)

その時点で再評価に諮るということについては、何か問題はあるか。

(道路建設課)

今回の事業に関しては、無電柱化事業としての要素が大きいものであった。無電柱化事業や交通安全系の歩道整備といった事業について、事業評価における運用方針がこれまでは明確でなかったという経緯がある。ただ、今回の畝傍駅前通り線に関しては、道路ネットワークとしての機能強化も図られる、いわゆる改築系の事業としての位置付けもあり、そのような事業については国土交通省においても事業評価の対象とされており、それを準用する形で、今回再評価に諮らせていただいたという経緯である。

(多々納委員長)

大幅な費用増加や事業内容の変更がある場合等は、事業の目的や必要性が変化する（追加される）。当初との連続性がどうか、新しく内容を付け加えることに正当性があるか、地元のサポートがあるか等、そういったことを確認した上で実施した方が良い。こういった観点より、事業評価はしておいた方が良いとは思っているので、この件に関して事務局でまた今後ご検討いただけるか。

(技術管理課)

はい。

(多々納委員長)

他に何か意見はないか。

(各委員)

－意見なし－

(3) 街路事業：都市計画道路 西九条佐保線

都市計画道路 大安寺柏木線

J R 関西本線高架

1) 前回審議資料の修正報告（道路建設課）

2) 意見

(多々納委員長)

3つの事業をまとめて評価の方が合理的であると判断されて、今回のような評価をされているという話である。それぞれの事業の必要性について説明があり、この3つをまとめて実施したことによる費用便益比が、前回より大きくなっていることが確認できる。何かご意見はあるか。

(大庭委員)

効果が相互に発現されることが期待される場合に事業をまとめて評価するという点については、つまり、今回の事業については、概ね問題ないと思う。ただ悪い言い方をすれば、今後、評価の際、事業をまとめて恣意的に費用便益比を操作することも可能となると思う。事業をまとめて評価するという点に対しての今後の基準等について共有しておいた方がよいと思う。

(多々納委員長)

もっともなご意見であると思う。単独では認められないが、2つ合わせると認められるような事業があった場合どうするか。

(大庭委員)

事業の目的等によって考え方が変わってくる気もする。

(多々納委員長)

単独で実施すれば認められない事業で、追加的に出てくることの便益の増加があまりないということであれば恐らくその事業をやる必要はない。

ただ、単独では認められないが、2つ合わせると認められるような事業は、ただその時に追加したことによる貢献量のようなものを計らなければ本当は理屈が合わないが、そこまですると事務量が膨大となるので、必要性や事業の関連性のところで判断していくことになると思う。単独では認められないが、2つ合わせると認められるような場合において、1つの事業としての評価をした方がいいケースと、そうでないケースは、どのようにして分けているかという説明が必要である。その時の基準としては、合わせて実施した時に全体として費用便益比が1.0以上になっている場合でも、全体のうちの1つの事業の元々の費用便益比を下げているものがあるといけないので、本当はそのように考えなければならないと思う。松野委員いかがか。

(松野委員)

複数の事業をまとめた方が、全体像がわかりやすいというのは確かにあるとは思う。

(多々納委員長)

2つの事業があつて、元々両方とも成り立たないものが合わせることで成り立つのであれば、合わせてやって、その事業を実施するという判断はおかしくはないか。

(松野委員)

それはおかしくはない。

(多々納委員長)

単独では認められない事業を、単独で成り立つ事業と合わせて、全体として費用便益比が少し減少するが、1.0以上となる、これは良くないと思う。

(松野委員)

それは確かに良くないのかもしれない。

(多々納委員長)

もしかするとどんな組み合わせでも全体としてプラスになっていれば良いという議論なのかもしれないがどうでしょう。この辺はむしろ経営判断か。

(鳶川委員)

事例があつた方がわかりやすいが、考え方としては全体最適で良いと考える。

(下村委員)

まちづくりの問題等、特に今回のこの部分に関しては、奈良市としての一番盲点であつて、道路事情の問題が入ってくると思う。単なる費用便益比だけの問題ではなく、地域住民にとって、また社会情勢にとって、やっぱり一番の大きな問題はBCPである。そういうようなところに観点を置いた際の全体像という見方は必要だと思う。今回のこの事業に関しては例えば大安寺柏木線の踏切のところも実際調査したのだが、ここは運送業においてもヒヤリハットポイントで、事故の発生しやすい危険区域となっている。このような問題点を改善するということで、費用便益比に反映されないところもしっかりとアプローチされていれば、総合評価できるという見方も必要ではないかと思う。

(多々納委員長)

必要性のところでいろいろ議論されてきていることであると思う。確認しておきたかったのは今回の場合は費用便益比が3.2から4.1に変わっており、今回事業を追加することによって効率性が上がっている。その場合は先程の理屈においても認められるべき案件だと、判断できると思う。これがまず1つ目。次のポイントは、仮に追加することによって費用便益比が下がるようなケー

スがあったらどうするかという議論。その場合は、少し慎重な議論が必要になると思う。

(下村委員)

昨今の社会情勢からすると、この5年経過というのが少し長過ぎるのではないかと思う。今は短期間で環境社会が変わってくると思うので、例えば3年間とか、早めの段階での見直しも必要ではないか。今までアナログで印刷とかされてるものが、今後はロボティクスやRPA等を使ってデータ管理等をAIが全部やってしまうようになると、3年サイクルで見直すことは難しいことではないと思うので、早めの段階で再評価に諮ることで今の部分のような問題は見えやすくなるのではないか。

(多々納委員長)

今回のこの事業に関しては、資料はこれで結構だと思う。

ただ、今後のことに関していうと、今大庭委員がおっしゃったように事業を今後合わせて評価する時に、合わせることの意義のようなものをもう少し明確にしてもらいたい。また、費用便益比のところの観点でいうと、全体最適に貢献するとすれば、合わせることによって費用便益比が向上すると言えなければならないと思う。その辺のところもご検討いただければと思う。

以上の点をご確認いただいて、この事業に関しては資料このままでいいということによろしいか。

(各委員)

－意見なし－

(4) 公営住宅整備事業：地域居住機能再生推進事業（県営住宅桜井団地建替事業）【再審議】

1) 再評価に関する説明（住まいまちづくり課）

2) 意見

（多々納委員長）

資料 17 ページについて「事業の効率性あり」と書いて良いものか。効率性がないとは言わないが、効率性ありとも言いかねるのではないか。効率性に関して、こういった観点で資料を整理したということについては合意できるが、効率性ありということについて委員会として合意することは難しい。今回のこの整備によって、実際にどの程度人が来るのか検討した、というものが無い。

（住まいまちづくり課）

実際にどの程度人が来るのかについての具体的な数値はない。

（多々納委員長）

定性的にこうなることを期待してるだけであるので、効率性があるのではなかろうかと思うことはできるが、ここの資料でこの結果をもって効率性があると判断するのは難しい。

また、事業の必要性はありと記載されているが、ここでは事業の必要性について確認しただけである。今回は、後から追加的に出てきた必要性について説明されている。当初計画で考えていた必要性と、事業内容変更時に出てきた必要性がある。

まちづくりが必要だという話は新規事業化時点での事業内容には入っていないということで良いか。

（住まいまちづくり課）

はい。新規事業採択時点では、まちづくりの観点については、当時は検討中だったということもあり、盛り込まれていない。

（多々納委員長）

機能を追加したことによって費用も増加してるわけであるので、資料はそういったことが分かるようにしてもらった方が良い。事業の必要性に関する視点については、当初のものについても確認できて、追加的にできたものについてここで確認するかどうか、こういう議論である。

（住まいまちづくり課）

修正させていただく。

（松野委員）

景観や公共性というものを考慮しなくてはならないということで、事業費が増え、その分費用便益比が下がるという話であると思う。それ以前の話で、資料 14 ページにおいて算定方法が事業

採択時と現在とで異なっているということであるが、その算定方法が事業採択時と同じであったら、費用便益比はどのようになるのかが気になる。

(住まいまちづくり課)

計算の算定式自体に大きな変更はないが、設定している考え方に大きな違いがあり、具体的には維持管理にかかる期間や費用が大きく異なっている。今回の費用便益比は 0.94 となっているが、事業採択時の算定手法を用いて試算すると 1.22 となる。事業採択時の費用便益比は 1.21 となっているが、現在の算定手法を用いて試算すると 0.93 となる。そういう意味では、評価手法を変えなければ費用便益比には大きく影響しないと考えている。

(多々納委員長)

事業採択時と現在で整備内容が違うと思うが、整備内容が増え事業費が増加したにも関わらず、便益（家賃収入）も増えるので、費用便益比は変わらないということか。

(住まいまちづくり課)

そうである。家賃収入については、近傍同種家賃という国土交通省で定めている家賃算定方法を用いることとなる。近傍同種家賃の算定にあたっては、整備にいくらかかったのかというところが反映されてくるので、事業費が増えれば、その分、家賃の金額が上がる。

(多々納委員長)

マニュアルの変更点としては、維持管理がより適正に考慮できるようになったということか。

(住まいまちづくり課)

現在のマニュアルにおける算定手法においては、今後 70 年間の維持管理費を見込んでいるが、事業採択時のマニュアルにおいては 45 年までであり、また、建物を長寿命化させるような大規模の修繕費をあまり見込んでいなかった。

(多々納委員長)

事業進捗の見込みについては、令和 15 年に完了できるという見込みとのことであるが、これについてご意見はあるか。

下村委員何かご意見はあるか。

(下村委員)

結構であると思う。

(多々納委員長)

大庭委員何かご意見はあるか。

(大庭委員)

結構であると思う。

(多々納委員長)

福井委員何かご意見はあるか。

(福井委員)

結構であると思う。

(多々納委員長)

中西委員何かご意見はあるか。

(中西委員)

結構であると思う。

(多々納委員長)

畷川委員何かご意見はあるか。

(畷川委員)

結構であると思う。

(多々納委員長)

資料 17 ページの記載において、必要性についての記載方法や矢印右側部分の記載の削除等、資料を修正していただく必要があるが、事業の継続については妥当と判断するということでよいか。

(各委員)

－異論無し－

3) 意見集約

事業継続を妥当とする。ただし、説明資料について本日の意見を踏まえて修正すること。

(5) 道路事業：一般県道 結崎田原本線

1) 再評価に関する説明 (道路建設課)

2) 意見

(多々納委員長)

本事業は事業費も便益も増加というケースで、事業費増加の理由は地盤調査結果によるものと用地補償費の増額によるものであるが、事業に関して意見はないか。

(鳶川委員)

京奈和自動車道三宅 IC の開通に伴い本路線の交通量が増加していることや、本路線は大和中央道と京奈和自動車道を結ぶ幹線道路であることから、できるだけ早く事業を完了していただきたい。

(多々納委員長)

平成 27 年度に再評価を受けた際には、平成 27 年度の交通センサスの結果はまだ出ていなかったのか。資料 6 ページ、7 ページの投資効果を示すグラフの比較が平成 22 年と平成 27 年になっており、事業評価実施の 5 年前のものであるが、センサスがなかったためであり、これが最新のもので、最新のものを使って比較されたという理解でよいか。

(道路建設課)

はい。

(多々納委員長)

本事業は、事業継続ということで決めさせていただいてよいか。

(各委員)

－異論無し－

3) 意見集約

事業継続を妥当とする。

(6) 道路事業：主要地方道 天理王寺線

1) 再評価に関する説明（道路建設課）

2) 意見

（多々納委員長）

費用増加の理由に記載のある、調整池の整備による費用の増加とは、どういったことであるか。

（道路建設課）

もともと浸水区域であったところであるが、道路整備により盛土するため、浸水区域が広くなるということがないかということで協議し、盛土による影響を少なくするための調整池を整備するというので地元と調整している。

（多々納委員長）

わかりました。

（寫川委員）

資料 6 ページの「事業を巡る社会情勢等の変化」のところで、「京奈和自動車道一般部の天理王寺線までの延伸により交通需要が増大し」とあるが、交通需要とは、交通量のことであるか。

資料 14 ページでは、平成 27 年度に 3,691 台だった交通量が令和 2 年には 3,183 台と、減少している。平成 27 年度以降の調査で増えているというのであれば、需要が増大ということであるのだろうが、提示されている資料上では交通量自体は減少していることになっており、資料 6 ページの資料では、交通需要が増大と書いてあり、矛盾しているのではないかと思う。

（道路建設課）

交通量自体は横ばいであるが、「交通需要」は増えるとしている。

（多々納委員長）

交通量は減っているが需要の増加が見込まれるというようなことか。

（道路建設課）

はい。

（多々納委員長）

先程の資料（結崎田原本線）では（京奈和自動車道開通に伴う）交通量の増加が反映されていたが、この区域は反映されにくいのか。

（道路建設課）

結崎田原本線は交通量が増加しているが、天理王寺線に未改良区間があるため、現在は大和郡

山広陵線の方へ抜けており、天理王寺線の交通量は横ばいである。

(多々納委員長)

資料 6 ページについては、「延伸により将来交通需要の増大が見込まれる」というような書き方でいいのではないか。

(寫川委員)

その書き方で問題はない。

(多々納委員長)

平成 27 年 3 月の京奈和自動車道延伸だけでは弱いので、将来についても記載したらどうか。

また、便益減少の要因となっている調整池の設置による費用の増加については、始めから分かっていることであれば当初から計上しておくべきであると思うが、今後検討してください。

(多々納委員長)

本事業は、事業継続ということで決めさせていただいてよいか。

(各委員)

－異論無し－

3) 意見集約

事業継続を妥当とする。ただし、説明資料について本日の意見を踏まえて修正すること。

(7) 道路事業：主要地方道 大阪生駒線 辻町インターチェンジ【審議保留】

1) 再評価の審議保留に関する説明（道路建設課）

2) 意見

（多々納委員長）

「地域の現状の変化が著しい場合等は、それらを調査検討する一定の期間、詳細な審議を保留することができる」という奈良県公共事業評価監視委員会運営要領の条項があるため、事業化されて5年ということで、本来、今年度に再評価にて審議する案件であるが、現時点で計画に大きな変更が生じる可能性があるということで、次年度に審議をするということである。そのように決めさせていただいて良いか。

（各委員）

－異論無し－

3) 意見集約

本事業については、令和3年度に審議することとする。